

日常生活用具種目一覧（R8.9.1現在）

☆マークは介護保険制度優先

	種目（種別）	限度額	耐用年数	性能	対象者	備考（要綱記載）
介護訓練支援用具	特殊寝台☆	154,000円	8	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	身体：下肢又は体幹に係る障害程度が2級以上の者 難病患者等	
	特殊マット「Iア-マット等」☆	70,000円	5	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	身体：下肢又は体幹に係る障害程度が2級以上の者 知的：重度の知的障害がある者 障害児（3歳以上）：下肢又は体幹に係る障害程度が2級以上の者及び重度の知的障害がある者 難病患者等	3歳以上で常時介護を有する者に限る。
	特殊尿器☆	67,000円	5	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	身体、障害児：下肢又は体幹に係る障害程度が1級の者 (常時介護を要する者に限る) 難病患者等	学齢児以上
	入浴担架☆	50,000円	4	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	身体、障害児：下肢又は体幹に係る障害程度が2級以上の者(入浴に介助を要する者に限る)	3歳以上
	体位変換器☆	35,000円	5	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	身体、障害児：下肢又は体幹に係る障害程度が2級以上の者 (下着交換に当たって介助を要する者に限る) 難病患者等	学齢児以上
	移動用リフト☆	250,000円	10	介護者が重度障害者を移動させるにあたって容易に使用し得るもの。	身体、障害児：下肢又は体幹に係る障害程度が2級以上の者 難病患者等	3歳以上
	訓練いす	33,100円	5	原則として附属のテーブルをつけるものとする	障害児：下肢又は体幹に係る障害程度が2級以上の者	3歳以上
自立生活支援用具	訓練用ベッド	159,200円	8	腕又は足の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	障害児：下肢又は体幹に係る障害程度が2級以上の者 難病患者等	学齢児以上
	入浴補助用具☆	60,000円	4	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入浴等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。但し、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	身体、障害児：下肢又は体幹に係る障害程度が2級以上の者 知的・精神的障害、呼吸器機能障害の1級又は3級の者 難病患者等	3歳以上
	ポータブル便器☆	25,000円	8	障害者が容易に使用し得るもの(手すり付きのもの) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	身体、障害児：下肢又は体幹に係る障害程度が2級以上の者 難病患者等	学齢児以上
	頭部保護帽	簡易型（オーダーメイド型以外） 30,282円 オーダーメイド型 37,852円	3	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	身体障害者：下肢・体幹・平衡機能に障害があり、頻繁に転倒する者 知的、障害児：重度の知的障害がある者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者 精神：1級及び同程度でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	オーダーメイド型は医師の意見書が必要。
	歩行補助杖	木材型（主体－木材、外装－ニス塗装） 2,310円 金属型（主体－軽金属、外装－塗装無し） 3,150円	3	1本杖で歩行機能を補完するもの	身体、障害児：平衡機能、下肢又は体幹に障害を有する者で、杖の使用により歩行機能が補完される者	杖を夜光材付とした場合は410円（全面夜光材付とした場合は1200円）増しとすること。価格は、1本当たりのものであること。 杖を外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。

	種目（種別）	限度額	耐用年数	性 能	対 象 者	備考（要綱記載）
	移動・移乗支援用具☆	60,000円	8	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア.障害者及び障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、強度と安全性を有するもの イ.転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	身体、障害児：平衡機能、下肢又は体幹に障害があり、家庭内の移動において介助を必要とする者又は心臓機能障害・じん臓機能障害、呼吸器機能障害の1級又は3級の者 難病患者等	
	特殊便器「ウォシュレット」	50,000円	8	温水又は温風を出し得るもの	身体：上肢に係る障害程度2級以上の者 知的：重度の知的障害がある者 障害児：上肢に係る障害程度2級以上の者及び重度の知的障害がある者 難病患者等	学齢児以上
	自動消火器	28,700円	8	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもので、「住宅防火安心マーク」の表示のあるもの	身体：障害等級2級以上で火災の発生の感知及び避難が著しく困難な者 知的：重度の知的障害がある者 精神：1級及び同程度の者（医師の意見書必要） 障害児：身体障害等級2級以上で火災の発生の感知及び避難が著しく困難な者及び重度の知的障害者障害がある者 難病患者等	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る
	電磁調理器	22,000円	7	視覚障害者・知的障害者が容易に使用し、点字表示や確認音を有するもの	身体：視覚に係る障害程度2級以上の者 知的：重度の知的障害がある者	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円（目覚まし時計のみ15,000円（目覚まし時計単体については、上限額から差引くものとする） モニター付インターフォンの場合は、30,000円（ランプ一つ含む）	10	音・音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用信号灯を含む）	身体：聴覚に係る障害程度2級以上の者	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 障害児は学齢児以上。（聴覚障害者用目覚まし時計については、満15歳に達した日の属する年度が終了した者に限る。）。
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	5	透析液を加温し、一定温度に保つもの	身体、障害児：じん臓に係る障害程度3級以上で自己連続換行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	
	ネブライザー	36,000円	5	障害者及び介護者が容易に使用し得るもの	身体、障害児：呼吸器に係る障害程度3級以上又は同程度と認められる者。喉頭摘出者。 難病患者等	
	電気式たん吸引器	56,400円	5			
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	10	障害者が容易に使用し得るもの	身体：医療保険における在宅酸素療法を行う者	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	78,750円	5	障害者等が容易に使用し得るもの	身体、障害児：呼吸器機能障害、又は心臓機能障害を有するもの（医師意見書必要） 難病患者等	
	視覚障害者用体重計	18,000円	8	視覚障害者が容易に使用し得るもの	身体：視覚に係る障害程度2級以上の者	
	視覚障害者用体温計（音声式）	9,000円	8			
	視覚障害者用血圧計（音声式）	16,800円	8			
	人工呼吸器用自家発電器（バッテリー）	100,000円	5	地震や台風等の災害により、停電となった場合の緊急時に備えて、通電を確保し、生命の維持を図るもの	身体、障害児：呼吸器機能障害、又は下肢又は体幹に係る障害程度が2級以上の者	

	種目（種別）			限度額	耐用年数	性能	対象者	備考（要網記載）
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置（トークンボード）			98,800円	5	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	身体、障害児：音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する人	
	情報・通信支援用具			100,000円	5	PCアプリケーションソフト及び入力サポート機器等	身体、障害児：視覚、上肢又は言語・上肢複合の障害程度2級以上で入力サポート機器等を利用しなければ、PCの操作が困難な者	学齢児以上
	点字ディスプレイ			383,500円	6	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	身体障害者：視覚に係る障害程度2級以上で本装置が必要と認められる者	
	点字器	標準型	32マス4行、両面書真鍮板製	10,712円	7	点筆を用いて点字を打つもの	身体、障害児：視覚に係る障害がある者	学齢児以上
			32マス4行、両面書プラスチック製	6,798円				
		携帯型	32マス12行、片面書アルミニウム製	7,416円	5			
			32マス12行、片面書プラスチック製	1,699円				
	音声色彩判別装置			47,000円	8	視覚障害者が容易に使用し得るもの	身体障害者、障害児：視覚に係る障害程度2級以上の者	
	視覚障害者用テープレコーダー	再生用		35,000円	6	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なものであって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	身体、障害児：視覚に係る障害程度2級以上の者	学齢児以上
		録音用		85,000円				
	視覚障害者用活字文書読上げ装置			99,800円	6	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	身体障害者、障害児：視覚に係る障害程度が2級以上の者	学齢児以上
	視覚障害者用拡大読書器			198,000円	8	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	身体、障害児：視覚障害者・児童であって本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上 音声読上装置機能が付いているものについては、視覚障害2級以上を対象とする。
	タッチ式ボイスレコーダー			39,900円	6	シールにあらかじめ判別したいものの特徴を録音し、そのものにシールをつけておき、専用の読み取り装置を近づけるだけで録音しておいた内容が音声化されるもの	身体、障害児：視覚に係る障害程度が2級以上の者	学齢児以上
	視覚障害者用時計			13,300円	10	視覚障害者が容易に使用し得るもの	身体、障害児：視覚に係る障害程度2級以上の者	学齢児以上
	聴覚障害者用通信装置(FAX)			FAX付き電話のみ20,000円	8	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用できるもの	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 増幅器については、身体障害者、障害児：聴覚に係る障害程度が4・6級である者	学齢児以上
	聴覚障害者用情報受信装置及び文字放送デコーダー（アトラゴNIV）			88,900円	6	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者・児が容易に使用し得るもの	身体、障害児：聴覚障害を有する者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	電池式は、電池又は充電器を含むものであること。
人工喉頭	埋込型人工鼻		23,760円	—	声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器であり、障害者が容易に使用し得るもので、気管孔に取り付ける人工鼻用カセット及び埋込型の人工喉頭を使用する者に限る。）	身体、障害児：喉頭摘出したことにより、音声機能を喪失した者（埋込型用人工鼻については、常に埋込型の人工喉頭を使用する者に限る。）	価格は、気管孔に取り付ける人工鼻用カセット及びベースプレートを含む月額であること。	
	電動式		72,203円	5	電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。			

	種目（種別）		限度額	耐用年数	性 能	対 象 者	備考（要綱記載）
	音声拡声装置		27,000円	5	軽量で小型の拡声装置で、声を大きくすることができ るもの	身体、障害児：喉頭等摘出 したことにより、音声言語 に著しい障害がある者	
	点字図書（普通の本）		点字図書と図書との 差額	－	点字により作成された図書(月刊 や週間で発行される雑誌を除 く)	身体、障害児：主に情報の入手 を点字によっている視覚障害者	年間6タイトル又は 24巻を限度 学齢児以上
	点字毎日		点字毎日と新聞との 差額	－	毎日新聞が発行する点字による 週間新聞		障害児は中学生以上
	視覚障害者用防災ベスト		4,600円	3	災害時等に着用することによっ て、容易に視覚障害者であるこ とが分かるもの	身体、障害児：視覚に係る障害 のある者	学齢児以上
	音声キッチンスケール		30,240円	5	音声にてグラム数を示すことの できるもの	身体、障害児：視覚に係る障害 程度2級以上の者	学齢児以上
	視覚障害者用地デジ対応ラジ オ		29,000円	5	テレビ音声及びAM/FM放送を受 信する機能を有し、かつ災害時 の緊急放送を受信するもので、 視覚障害者（児）が容易に使用 できるもの	身体障害者、身体障害児：視覚 に係る障害程度2級以上の者	1世帯につき1台に 限る。 障害児は学齢児以 上。
排泄 管理 支援 用具	ストーマ 装具	消化器系	8,858円	－		腸管のストーマを造設した者 治癒困難な腸瘻がある者	3歳以上 3歳の誕生日の次の日 から決定可 ②③については、3歳 未満までに発症してい る場合に限る。
		尿路系	11,639円			尿路変向（更）のストーマを造 設した者	
		紙おむつ	12,000円		紙おむつ等	次のいずれかに該当する者 ①ストーマの著しい変形又はス トーマ周辺の著しい皮膚のびら ん等によりストーマ装具の使用 が困難なもの ②先天性疾患（先天性鎖肛を除 く）に起因する神経障害による 高度の排尿機能障害又は排便機 能障害のある者 ③先天性鎖肛に対する肛門形成 術に起因する高度の排便機能障 害のある者 ④脳性麻痺等脳原性運動機能障 害により、排尿又は排便の意思 表示が困難な者	
	収尿器	男性用	7,931円	1	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の 逆流防止装置をつけるものと し、主にラテックス製又はゴム 製のもの	身体、障害児：高度の排尿機能 障害（特に失禁のある場合）に より収尿器を必要とする者	男性・女性用の区別 あり
		女性用	8,755円				
居宅生活動作補助用具(住宅改修) ★			200,000円	－	障害者の移動を円滑にする小規 模な住宅改修を伴うもの	身体、障害児：下肢、体幹又は 乳幼児期以前の非進行性の脳病 変による運動機能（移動機能に 限る。）に係る障害程度が3級 以上の者(但し、特殊便器への取 替えをする場合は上肢2級以上 の者) 難病患者等	学齢児以上